

異議申出書

令和4年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

【異議の内容】

今回の答申は、千葉県最低賃金を、現行の「時間額953円」から「31円」引き上げて「時間額984円」とする意見であります。本意見は、タクシー事業における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受け入れ難く誠に遺憾と言わざるを得ません。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは、事業の生産性が向上し、賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えており、今回の大幅な最低賃金額の引き上げに強く異議の申し出をするものであり、千葉県最低賃金の改正に当たっては慎重にご審議していただくことを強く求めるのであります。

【異議の理由】

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻であり、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、観光客の激減、各種イベントの中止、テレワークの進出、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が一時は約4割から半分まで落ち込みましたが、その後徐々に回復してきているものの、直近の令和4年5月6月においても、令和元年同月比では約8割程度までにしか回復しておらず、今後においても予断を許さない状況であり、また、昨年後半からの燃料価格（LPG）の急激な高騰もあり、経営が危機的状況に陥り、事業の休止・廃止も余儀なくされてきている状況にあります。

特に多くのタクシー事業者においては歩合給という賃金制度を採用していることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が全額負担しなければならない状況にあり、地域公共交通機関であるタクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中で、タクシー事業者は雇用調整助成金等を最大限活用しながら運転者の雇用を維持継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、国からの

事業継続の要請を受けて日夜懸命の努力を続けております。

このような状況の中、本年8月5日に千葉地方最低賃金審議会が令和4年度の千葉県最低賃金の時間額を昨年度の「28円」の大幅な引き上げと同様な大幅かつ過去最大の「31円」引き上げるよう千葉労働局長に答申されましたが、もし最低賃金が答申どおり引き上げられれば、多くのタクシー事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

つきましては、貴職におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の事情にご理解を賜り、千葉県最低賃金の改正に当たりましては、今年度の千葉県最低賃金額改定を見送るか、あるいは、猶予措置を設けていただくなどの置を講じていただきますようお願い申し上げます。

令和4年8月9日

申出者

千葉県千葉市中央区市場町7-9

千葉県土地開発公社内

一般社団法人千葉県タクシー協会

会長



千葉労働局長 江原由明 殿

異議申出書

令和4年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間984円とすることに異議があります。
最低賃金額は、1時間1,500円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たちは7月21日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給1,500円に改定するよう求めました。その主な理由は、①円安などの影響による原材料や燃料の価格高騰などにより、食料品をはじめ様々なものが値上がりしており、2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略などの影響がこれからも出てくることを考えると、当分物価の高騰が続くことが予想されること。②昨年改定された時間額953円では法定労働時間の場合、年収は180万円程度にしかならず年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）の状態であること。③物価上昇もあって実質賃金が下がり続ける中で、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化するとともに、労働者が一極集中することにより、密状態を作り出してしまいう状況にあることからでした。

また、8月2日に開催された審議会での意見陳述では、ダブルワークという形で生活費の補填をして、貯金をすることもできず将来に不安を持って働いている非正規労働者の実態を訴えました。

今回の改正額である時給984円では、低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と88円の格差が温存されるものとなっており納得できるものではありません。

労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で1,500円以上に引き上げることが必要と考えます。

以上のように、憲法第25条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

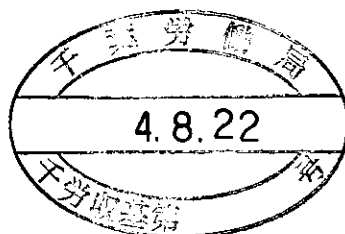
令和 4年 8月 22日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター3F

氏名 千葉県労働組合連合会 議長

千葉労働局長 殿



2022年8月22日

千葉労働局長殿

生協労連コープネットグループ労働組合

中央執行委員長

2022年度千葉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

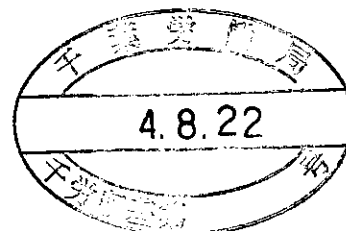
令和4年8月5日に示された千葉県最低賃金改正決定（答申）について、同年8月2日の意見陳述で示した考えに基づき、答申額は今日最低賃金に求められる水準に比して低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

千葉地方最低賃金審議会は2022年度の最低賃金の改定決定について、時間額を31円引き上げて984円とする答申を行いました。この間、消費者物価の基礎的支出項目は4.4%上昇しています。今年の最低賃金の引き上げ額が、中央最低賃金審議会が示した目安額で決定すると、引き上げ率はA・B地域で2.98%から3.58%となり、物価上昇による生計費の支出増を補えません。低すぎる日本の賃金では、憲法25条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」ができない世帯がたくさんあります。今回の目安額では、こうした世帯の生活がさらに厳しくなってしまいます。

労働組合は、最低賃金を全国一律制にするよう求めています。世界の多くの国では、最低賃金を全国一律にしています。全労連が各地で取り組んでいる最低生計費試算調査では、1日8時間の労働で暮らせる賃金は、全国どこでも月収24万円、時間給1,500円以上が必要との結果で、生計費は地域間で差がないことが証明されています。

中央最低賃金審議会小委員会報告労働者側見解では、経済・社会の活力源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素の1つが最低賃金の引き上げに他ならないとされています。現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いたとしても年収200万程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であることが、記載されています。

最低賃金の上げ幅としては、過去最大になったものの、相次ぐ物価高騰に到底及ぶものではありません。労働組合から提出した「意見書」に述べられている生活実態の改善にはつながりません。一刻も早く1日8時間の労働で暮らせる時間給1,500円に引き上げることをお願いします。また、時間給1,500円を実現するには、国に中小企業支援の強化を求めていくことも必要です。最低賃金の引き上げ額は、最低賃金に張り付いている非正規労働者、賃金格差にさらされている女性労働者、コロナ感染の中働いている労働者の現実を審議に反映し、中央最賃目安額にとらわれることなく千葉県の改定額の再考をお願いします。



以上

異議申出書

令和4年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間 984円とする千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

最低賃金額は、1時間 1,000円以上、もしくは東京と同額の1,072円へ引き上げ、早期に1,500円をめざし、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たち自治労連千葉県本部女性部は、県内の自治体に働く「非正規職員」「会計年度任用職員」の割合が4割近く占め、その8割が女性であること、働き続けることや生活に不安を感じていること等、7月21日に提出した最賃審議会への意見書とともに、最低賃金の水準で働く「会計年度任用職員」(非正規職員)の実態を伝えました。

このたび、千葉地方最低賃金審議会が出した984円では、年収ベースで200万に届かず、物価高騰が続く中、「人間らしい生活を送ることができない最低賃金」を脱する金額ではないことは明らかで、自治体に働く「会計年度任用職員」の生活改善につながるものではありません。

審議会において、「生計費に基づいた水準での議論」、「賃金の底上げ、内需拡大のための議論」がされたのか、甚だ疑問であり、労働者の生活実態や賃金水準の向上と雇用の安定においても、納得できるものではありません。

憲法25条や最低賃金法に照らしても不当な水準であり、女性の貧困、子どもの貧困をなくし、地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡充という観点からも、全国一律で直ちに1,000円以上、そして早急に1,500円以上に引き上げることが必要であることを改めて求めます。

以上、自治労連千葉県本部女性部として、異議を申し出るものです。

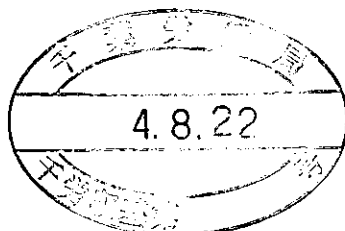
令和 4年 8月 22日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター 2F

氏名 自治労連千葉県本部 女性部

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和4年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間984円とすることについて異議を申し立てます。全国一律かつ時給1500円に引き上げることを求めます。

異議の理由

この間の急激な物価上昇を考えれば、今回の最低賃金引上げ額で労働者が生活することは困難です。「焼け石に水」「31円で過去最高?」「何が変わるのか」など噴出する声に耳を傾けてください。

近年、最低賃金に近い水準で働く労働者が増えています。その多くは自立した生活を営んでおり、最低賃金が生活に直結する労働者世帯が増えています。こうした状況を改善するために最低賃金の大幅な引き上げは絶対に必要です。

報道等を見ても、日本における最低賃金水準は異様に低い状況となっています。英国では4月から1530円、フランスも5月から1460円に引き上げられ、米国の各都市でも2000円を超える最低賃金の水準となっています。

千葉地方最低賃金審議会は、千葉県最低賃金の大幅引き上げの答申を行い、また全国一律かつ時給1500円とすることを喫緊の最低賃金政策とするように求めます。

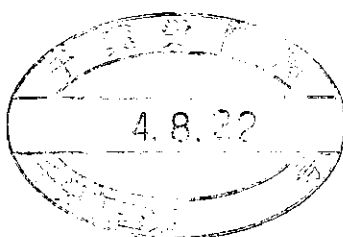
2022年8月22日

千葉市中央区要町2-8DC会館内

ちば合同労働組合

執行委員長

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和4年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

中央最賃審議会の目安額と同額である千葉県の最低賃金を1時間984円とする千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

異議の理由

私たちは浦安郵便局(千葉県浦安市東野1-6-1)及び船橋郵便局(千葉県船橋市南本町7-17)で働く労働者で組織しており、組合員のほとんどが最低賃金をベースに時給が決定する契約社員として働いております。中央審議会の目安答申が8月2日までずれ込むというスケジュールの中で、千葉審議会は5日に目安額どおりの引上げとしましたが、これでは全く不十分です。

そもそも中央審議会は「今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性が確保できるよう整備充実や選択を行った資料を基とする(中略)「最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた」(答申別紙の公益委員見解)としていますが、例えば「労働者の生計費」で示されている資料は消費者物価指数の上昇だけで、物価上昇で消し込まれる程度の目安答申で、さらに地域間格差を拡大する根拠とはなり得ません。

「最低賃金第9条第2項の3要素」について、「労働者の生計費」については、全労連と地方組織の調査で全国どこでも1500円以上必要だという結果が出ています。当然、物価高騰の割合も考慮されるべきですが、そもそもの「労働者の生計費」の金額がいくらなのかの議論が不可欠です。「通常の事業の賃金支払能力」は生計費のような算定が困難ではありますが、千葉の企業だけあっても、東京本社の企業との下請け関係や取引関係があるという全体構造を見た上で東京一極集中を是正する観点からの議論が必要です。「賃金(相場)」は郵政のような全国展開の企業が最低賃金をベースに賃金を決定することから、むしろ生計費によらないところの最賃格差こそが賃金相場をゆがめているわけであって、そうした面から議論が必要です。加えて、郵便事業は労働集約型産業でもあり労働者の数も多く、東京・神奈川との最賃格差を放置することは、物価高騰の中にあって、地域の購買力にも影響を与えるものでもありと考えるます。

こうした中で全国の地方審議会では、島根(昨年も4円上積み)・鳥取(昨年も1円上積み)・高知・沖縄の4県が3円を上積みし、大分(昨年も2円上積み)・山形(昨年も1円上積み)・佐賀(昨年も1円上積み)・愛媛・長崎・熊本・宮崎・鹿児島(昨年も2円上積み)・秋田(昨年も2円上積み)・青森(昨年も1円上積み)・兵庫・茨城・北海道・新潟・山口・徳島の8県が1円を上積みしています。特に今年はBランクの2県も上積みするなど、東京との最賃格差を是正するべく努力しています。また山梨・岩手の地方審議会は7月19日現在答申が出されていません。千葉においても早々と答申を出すのではなく全国的な状況も踏まえて十分な議論を行って、88円まで広がっている東京都との最賃格差の是正を示すべきです。以上のことから、最低賃金を1時間1072円以上とすることを求めて郵政産業労働者ユニオンとして異議を申し出るものです。

令和4年 8月22日

申出者

住所 千葉県浦安市東野1-6-1 浦安郵便局内

氏名 郵政産業労働者ユニオン浦安支部 支部長

千葉労働局長 殿

